

浜松商工会議所会報誌「ニューイング」 チラシ同封サービス

- ✓ 企業やお店のPRに！
- ✓ 説明会・講演会などのイベント告知に！
- ✓ 新製品・新商品の販路開拓に！
- ✓ 忘新年会・歓送迎会など宴会プランの案内に！

浜松企業
約13,500社に届く！
地域密着の経済情報誌です。

【チラシ同封料金(税込)】

サイズ	料金(税込)
B5・A4	110,000円
B4・A3 (2ツ折)	132,000円

免責事項

- チラシの内容に関する責任は、すべて同封サービス利用に帰属します。
- 浜松商工会議所の判断でお断りする場合、その理由を明示する義務は負いません。また、そのチラシがすでに印刷済みであった場合の弁償はいたしません。
- 記載内容や取引に関しては、取引当事者間で直接に連絡・交渉するものとし、トラブル等が生じた場合、浜松商工会議所は一切の責任を負いません。
- 同封実施予定月において申込多数により封入できない場合があります。12社(12枚)に達し次第締切らせていただきます。(原則)
- お申し込み順を、チラシ封入の順番とさせていただきます。

利用条件

- 浜松商工会議所に入会していること
- 形式等の条件を満たしていること
- 下記条件に該当しないもの

・過大な価格競争を煽る恐れのあるもの。

・景品表示法をはじめとした、関連法規に違反するもの、またその恐れのあるもの。

- ・ 公序良俗に反するもの。
- ・ 政治宣伝(政治資金パーティー等含む)、宗教、風俗営業、および消費者金融に関するもの。
- ・ 個人の名誉、人権またはプライバシーの侵害等に当たる表現を含んでいるもの。
- ・ 虚偽、または誤認される恐れのあるもの。

※上記条件に該当するか否かは、浜松商工会議所において判断いたします。

【注意事項】原稿内容に変更が生じた場合は再審査いたします。速やかに浜松商工会議所までご報告ください。利用条件を満たしていない場合や届出がない場合には、利用をお断りすることがあります。

・ 実際より過大な表現を用いているもの。

・ 他の会員(企業・団体)に不利益を与える恐れのあるもの。

・ その他、浜松商工会議所の編集方針に反する等、浜松商工会議所が不適当と認めたもの。

・ 浜松商工会議所の事業・サービスと重複する内容のもの。

・信書に該当するもの。

同封までの流れ

- ① 申込み **締切** 同封月2ヵ月前の20日
- ② チラシデータ提出 **締切** 同封月2ヵ月前の下旬
- ③ 審査・結果通知 **通知** 同封月1ヵ月前の初旬
- ④ チラシ納品 **納品期間** 同封月1ヵ月前の中旬
- ⑤ 料金支払

- 申込みは先着順、受付定数になり次第締切。
- 申込締切日翌日以降のキャンセルや利用月の変更は、キャンセル料として利用料の全額をいただきます
- 印刷したチラシ13,500部を期限内に指定の納品場所へ納品してください。
- 納品したチラシの余りは返却いたしません。
- チラシ同封の詳細やスケジュールは当所WEBサイトをご確認ください

-WEB-



浜松商工会議所
会頭 齊藤 薫 様

浜松商工会議所会報誌 NEWing
チラシ同封サービス申込みにおける誓約書

事業所名：_____（以下「甲」という）は、浜松商工会議所会報誌 NEWing チラシ同封サービス（以下「本サービス」という）の申込みにあたり、以下を遵守いたします。

第1条

甲は、本サービスの内容は、次に掲げる事項に該当しないものであることを表明し、保証する。

- ① 過大な価格競争を煽る恐れのあるもの。
- ② 景品表示法をはじめとした、関連法規に違反するもの、またその恐れのあるもの。
- ③ 公序良俗に反するもの。
- ④ 政治宣伝（政治資金パーティー等含む）、宗教、風俗営業、および消費者金融に関するもの。
- ⑤ 個人の名誉、人権またはプライバシーの侵害等にあたる表現を含んでいるもの。
- ⑥ 虚偽、または誤認される恐れのあるもの。
- ⑦ 実際より過大な表現を用いているもの。
- ⑧ 他の会員（企業・団体）に不利益を与える恐れのあるもの。
- ⑨ その他、浜松商工会議所の編集方針に反する等、浜松商工会議所が不適当と認めたもの。
- ⑩ 「信書」に該当するもの。

第2条

甲は、次に掲げる事項について、承諾する。

- ① 本サービスの内容について、浜松商工会議所が上記条件に該当する恐れがあると判断した場合、浜松商工会議所は甲の本サービスの申込みを断ることができる。その場合、浜松商工会議所は、その理由を明示する義務を負わない。
- ② 本サービスの作成、及び内容に関する責任は、全て甲に帰属する。
- ③ 本サービスの記載内容や取引に関しては、取引当事者間で直接に連絡・交渉するものとし、トラブル等が生じた場合、浜松商工会議所は一切の責任を負わない。
- ④ 本サービスの記載内容及び取引に関し、浜松商工会議所が第三者から損害賠償請求書を受け、又は第三者に対して責務を負担する等損失を破ったときは、甲は浜松商工会議所を免責し、かつ浜松商工会議所に対し補償する。
- ⑤ 本サービス掲載予定月において申込多数により掲載できない場合、浜松商工会議所は甲の本サービス申込みを断ることができる。
- ⑥ 本誓約書については、チラシ同封サービス申込書内にある【誓約書の遵守】欄にチェックを入れることにより、同意したとみなす。